昭和拾年（月報番號第三八號）

小作爭議調査表

No. 166

（昭和十年十月分）

場所：京都郡祓郷村大字徳永

關係人員：地主　木本豊松　小作人　山内秋松外五名

地主關係團体：ナシ

原因：昨秋収穫予想双方立会検見の結果不作のもの多く双方諒解の下に減額なしと協定し居たるに全農の関与せる為遂に小作人は五割減要求をなし拒絶せられたるに因る。

要求事項：小作料五割減要求

發生：昭和十年二月二十日

終熄：昭和〃年十月廿九日

關係地種類面積：田三町歩

小作人關係團体：全農福岡縣聯合会

經過：
双方自説を固持し感情的対立となり地主は土地取上を決意し三月十八日内容証明郵便を以て小作料の請求をなしたり。小作人は之を背景とし態度強硬にして小作人の要求(四割乃至七割減)を容認するに於ては何時にても支払ふ旨の回答四月四日内容証明郵便にて通告したり。
四月十七日地主木本は小作人塚田松蔵外に対する土地返還の本訴を提起したり。
五月二十日小作人側は準備書面を十倉支部裁判所へ提出す。
全農田中喬次、及び小作官は本訴を取下他の小作人と共に調停により解決を斡旋したるも地主は他の五名の小作人に対する調停には応ずるも小作人塚田の分には応せずとの意を示したる為小作人山内外五名は五月廿五日調停申請。六月一日第一回、七月九日第二回、第三回を八月十日に開催したる結果浦田組治郎の分は右記條件にて解決。
十月二十九日第五回の調停委員会を開催したる結果地主は小作人山内に対しては二割以上減額に応せずと感情上より強硬なる態度を持し譲らざるも調停者の熱心なる斡旋にて山内に対しては特に被害ありたる箇所もあり五割減を認め他は二割減とし右記條件にて解決す。

財團法人協調會福岡出張所

備考

結果